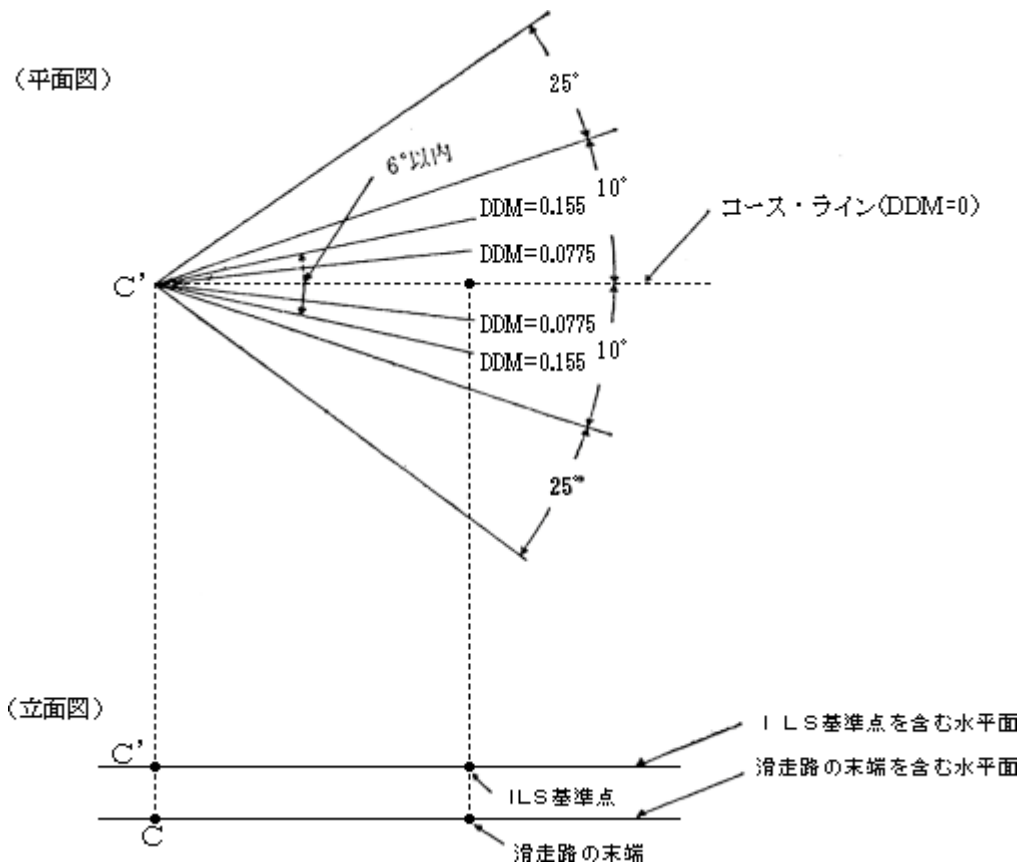


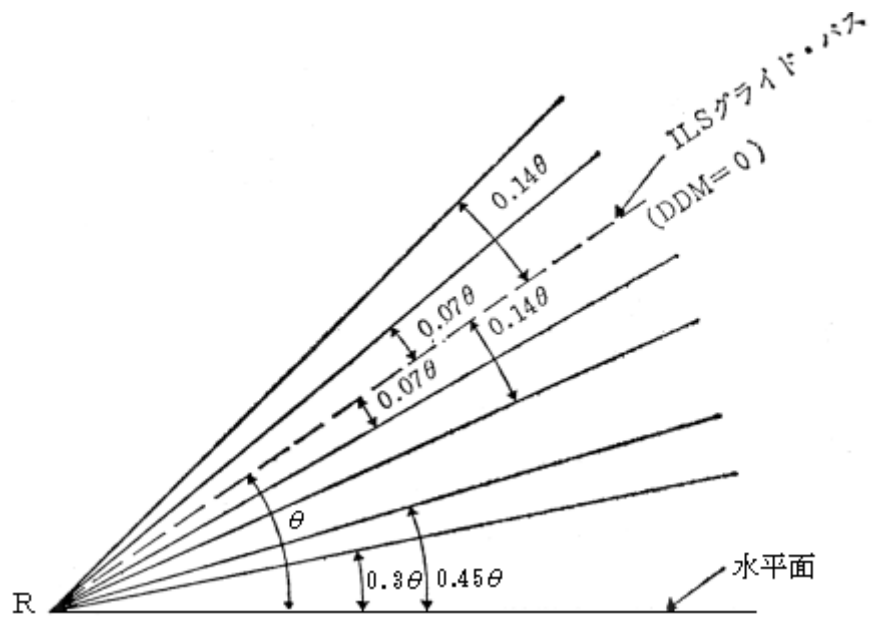
別図第十一号 偏位感度及び角度偏位感度(第45条の12の7関係)

1 ローカライザ



- 注1 コース・ラインを基準とする偏位感度は、半コース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDMの値が0.0775以下となる扇形状の区域であつて、コース・ラインを含むものをいう。以下別図第十二号において同じ。)内で、C' からILS基準点までの距離に等しい点において、毎メートル0.00145(許容偏差は、17%とする。)であること。
- 2 コース・ラインの両側において、DDMの値は、0から0.18までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、0.18となる角度から10° までの角度の範囲内において、0.18以上であること。
- 3 コース・ラインから両側にそれぞれ10° を超え35° までの角度の範囲内において、DDMの値が0.155以上であること。
- 4 「C」は、ローカライザの空中線の^{ふく}輻射体の中心部とする。

2 グライド・パス



注1 ILS グライド・パスの上下にそれぞれ 0.07θ から 0.14θ までの角度の範囲内において、DDM の値が 0.0875 (許容偏差は、25%とする。) となること。

2 ILS グライド・パスの下側において DDM の値は、0 から 0.22 までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、水平面から 0.3θ 以上の角度において、 0.22 となること。ただし、水平面から 0.45θ 以上の角度において DDM の値が 0.22 となる場合にあっては、当該角度から 0.45θ までの角度の範囲内において DDM の値が 0.22 以上であること。

3 「 θ 」は、設計上の ILS グライド・パスと水平面のなす角度とする。